所定疾患施設療養費算定状況の公表

所定疾患施設療養費の算定について

【算定条件】

1. 肺炎 ・尿路感染症 ・帯状疱疹 ・蜂窩織炎・心不全増悪 に対し治療検査を行った場合。
   連続する７日を限度とし月１回に限り算定する。
2. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
3. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

令和6年度　所定疾患施設療養費　算定実績

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		主な検査と治療内容
肺炎	人数				3	1								4	人	胸部X-P、酸素濃度の測定、血液検査、抗生剤内服、解熱鎮痛剤内服、点滴
	日数				15	7								22	日	
尿路感染症	人数	4	2	7	5	5	4	7		4	4	1	2	45	人	検尿、血液検査、抗生剤内服、解熱鎮痛剤内服、点滴
	日数	19	8	14	29	23	27	33		18	25	5	5	206	日	
帯状疱疹	人数													0	人	
	日数													0	日	
蜂窩織炎	人数								1		1	2		4	人	抗生剤抗菌剤内服、解熱鎮痛剤内服、抗菌薬点滴
	日数								7		7	4		18	日	
慢性心不全	人数													0	人	
	日数													0	日	